

平成29年6月20日現在

1. 商品名	通知預金
2. 販売対象	■法人および個人の方。
3. 期間	■期間の定めはありません。 ただし、預入日から最低7日間の据置期間が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	■一括預入 ■10,000円以上 ■1円単位
5. 払戻方法	■随時ご解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	■変動金利 ■毎日の店頭表示の利率を適用します。 ■ご解約時（払戻時）に一括してお支払いします。 ■付利単位 1,000円 とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	■個人の方のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （但し、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ■法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	■個人で適格の方はマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	■据置期間内にご解約する場合は、ご解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いします。
11. 金利情報の入手方法	■金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。（9時～17時）電話：フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、eメール：chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置:東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-281-5363）にお申し出ください。
13. その他参考となるべき事項	■預金保険制度の付保対象ご預金です。元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となっております。当金庫に複数の口座がある場合には、それらのご預金元本を合計して、1,000万円までとそのお利息が保護されます。